

# みんなでささえる 国保会計



## ～ 制度改正についてのお知らせ～

平成30年4月から国民健康保険の制度改正によって、変わることを、変わらないことをお知らせします。

### 《変わること》

被保険者証などの様式が変わります	高知県も国保の保険者になることにともない、被保険者証(保険証)や限度額適用認定証などの様式が変更になります。 平成30年4月1日より、新様式に切り替わります。
国保の資格の取得・喪失は都道府県単位になります	高知県内なら、引越しても国保の資格は変わりません。 ただし、引越先市の市町村において、改めて被保険者証(保険証)が交付されます。
高額療養費の多数回該当が都道府県単位で通算されるようになります	高知県内の他市町村への転出などで、世帯の継続性が保たれている場合には、平成30年4月以降の療養において発生した高額療養費の多数回該当(※)の該当回数は引き継ぎ、通算されるようになります。この通算により加入者の負担が軽減されます。 ※高額療養費の多数回該当とは、過去12カ月間で高額療養費の対象となった月数が4回以上となった場合、4回目から自己負担限度額が引き下げられる制度です。

### 《変わらないこと》

国保の届出などの窓口は変わりません	市町村国保の財政運営のしくみは変わりますが、医療の受け方は変わりません。 保険証の交付は黒潮町役場で行い、国保税の納付先や保険給付の申請、各種届出の窓口についても、これまでどおり黒潮町役場で行います。
-------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------

## ～入院時食事代の自己負担額が変わります～

入院をしたときは、食事代の一部を自己負担します。所得区分が「一般」の方は、平成28年4月から「1食360円」となっていますが、平成30年4月より「1食460円」に変更されます。なお、低所得の方については現状のままで変更はありません。

### 入院したときの食事代(1食あたりの標準負担額)

区 分		平成30年3月まで	平成30年4月より
一般(下記以外の人)		1食360円	1食460円
住民税非課税世帯 低所得Ⅱ	過去1年間の入院が90日以内	1食210円	1食210円
	過去1年間の入院が91日以上	1食160円	1食160円
低所得Ⅰ		1食100円	1食100円

※住民税非課税世帯、低所得Ⅱ・Ⅰの方は、医療機関の窓口で「標準負担額減額認定証」または「限度額適用・標準負担額減額認定証」の提示が必要です。

○お問い合わせ 本庁 住民課 国保係

☎43-2800

佐賀支所 地域住民課 総合窓口第2係

☎55-3112